

【案】

八戸市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

うみねこプラン V 改定版



令和 7 年 7 月 日改正

八戸市



「国指定天然記念物 燕島ウミネコ繁殖地」

うみねこプラン (U・M・I・N・ECO・PLAN)

U	→	Usual	(日常的な)
M	→	Model	(規範となる)
I	→	Important	(大切な)
N	→	Necessary	(必要な)
ECO	→	Ecological	(環境と共生する)

目次

第 1 章 計画の背景と改定概要	1
第 2 章 計画の基本的事項	2
1 目的と本計画の位置付け	2
2 計画改定の基本的な考え方	2
3 計画期間	2
4 基準年度	2
5 対象とする事務事業	2
6 対象とする温室効果ガスの種類	3
7 計画の波及効果	3
第 3 章 削減目標とシナリオの設定	4
1 温室効果ガス排出量の削減目標	4
2 温室効果ガス排出量を削減する取組とシナリオ	5
(1) 温室効果ガス排出量の現状分析	5
(2) 温室効果ガス排出量を削減する取組とシナリオ設定	6
3 地域全体の温室効果ガス排出量の削減に関する取組と目標	8
4 吸収作用の保全・強化のための取組	8
第 4 章 目標達成に向けた具体的な取組	9
1 エネルギー使用量等の削減に向けた取組	9
(1) 公共建築物の新築・改修等における取組	9
(2) 施設の運用及び職員が実施する取組	10
2 エネルギーの脱炭素化に向けた取組	11
(1) 再生可能エネルギー設備の更なる導入及び適切な維持管理	11
(2) 再生可能エネルギー電力の調達の推進	11
(3) 公用車における脱炭素の取組	12
3 環境配慮契約の推進	12
4 吸収作用の保全・強化のための取組	12
第 5 章 計画の推進	13
1 推進体制	13
(1) 全庁的取組の推進	13
(2) 環境管理委員会の設置	13
(3) プロジェクトチームの設置	13
(4) 各課の対応	13
(5) 事務局	13

2	進行管理及び評価.....	14
3	計画の見直し.....	14
4	公表.....	14
資料編.....		15
1	目標設定.....	15
2	温室効果ガス削減.....	16
3	2023年度.....	17
4	これまでの取組.....	17
	(1) 再生可能エネルギーの活用.....	17
	(2) 公共施設での省エネルギー.....	18
	(3) 一般家庭での省エネルギー.....	18
5	省エネルギーの推進.....	19
	(1) 設備の更新.....	19
	(2) 運用の改善.....	20
	(3) 日常的な省エネルギーの推進.....	21

資料編は
調整中のため
省略しております

第 1 章 計画の背景と改定概要

令和 5（2023）年、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」とのアントニオ・グテーレス国連事務総長の発言が話題となりました。とりわけ世界の温室効果ガス排出量の 80%に責任を負う G20 諸国は、気候行動と気候正義を強化しなければならないとし、地球温暖化対策がまさに世界共通の喫緊の課題であることに警鐘を鳴らしたものと言えます。

国は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であるとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10（1998）年）」（以下「温暖化対策推進法」という。）を定め、また、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じており、長期にわたり拡大するおそれがあるとして、「気候変動適応法（平成 30（2018）年）」を定め、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化等の温暖化緩和策と、気候変動影響の被害の防止や軽減等を図る適応策を講じることとし、令和 2（2020）年には、2050 年までにカーボンニュートラル、すなわち脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

このような中、八戸市では、温暖化対策推進法第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として、平成 11（1999）年に「八戸市庁の環境にやさしい行動計画」（愛称：うみねこプラン）を策定し、5 年ごとに改定を重ねながら、現在は「八戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）うみねこプラン V」（以下「本計画」という。）として取組を継続してきました。

また、平成 22（2010）年に、八戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定。令和 3（2021）年には、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すことを表明し、翌令和 4（2022）年に気候非常事態宣言、続く令和 5（2023）年に区域施策編を第 2 次計画に改定し、当地域における脱炭素社会の実現を目指しているところです。

今回、市の事務事業に関する地球温暖化対策を定める本計画の改定では、2050 年カーボンニュートラルを目指す通過点として、2030 年度における温室効果ガス排出量の削減目標を 2013 年度比 50%削減（カーボンハーフ）に引き上げ、目標達成に向けた複数のシナリオを描きながら、事務事業や公共施設の特徴や状況を踏まえた上で、省エネルギー対策や、太陽光発電の導入、再生可能エネルギー電力の調達などの全庁一丸となった取組を推進していきます。

また、これら市の取組を着実に進め、その状況を地域に発信していくことで、市民や事業者の皆様の脱炭素化の取組を促し、当地域におけるさらなる温室効果ガス排出削減につなげていきます。

第 2 章 計画の基本的事項

1 目的と本計画の位置付け

本計画は、温暖化対策推進法第 21 条に定める「地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、地方公共団体自らがその事務事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための取組を率先して実行することを目指すものです。

また、八戸市総合計画や関連する他の基本計画等との整合を図りながら、八戸市環境基本条例に基づき策定された第 3 次八戸市環境基本計画が掲げる施策の方向性の一つ「脱炭素・循環型社会づくり」に資する取組を推進する役割を担うものです。

2 計画改定の基本的な考え方

改定前の計画では、市の事務事業における温室効果ガス排出量について、比較の対象とする基準年度を平成 30（2018）年度とし、計画期間に 6.1%削減する目標を立てましたが、令和 5 年 9 月策定の「八戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や、令和 7 年 2 月に閣議決定された地球温暖化対策に係る「政府実行計画」との整合を図り、基準年度を平成 25（2013）年度に改め、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度までに 50%削減する目標に見直すとともに、目標達成に向けた削減に関する取組等についても併せて見直し、着実に実施していきます。

3 計画期間

令和 2（2020）年度～令和 12（2030）年度

4 基準年度

平成 25（2013）年度 ※改定前：平成 30（2018）年度

5 対象とする事務事業

市長事務部局、交通部（自動車運送事業）、教育委員会、市民病院（病院事業）が行う事務事業のうち、以下の表内の事業を除くすべての事務事業を対象とします（指定管理者制度導入施設も含む）。

表 1 対象とする事務事業

八戸地域広域市町村圏事務組合が処理する事務 （消防、ごみ焼却、資源リサイクル、し尿処理等）
外部に委託する事務事業
市の所有施設にテナントとして入居している他の事業者が行う事業
市が設立する公社・法人等、法人格が異なる組織が行う事業
公営住宅など、個人の生活に使用する施設

6 対象とする温室効果ガスの種類

温暖化対策推進法第2条第3項に規定される温室効果ガスのうち、事務事業編における算定対象とされている6種のガスのうち、当市の事務事業により排出される下記の4種の温室効果ガスとします。

表 2 対象とする温室効果ガスの種類

ガスの種類	排出源となる主な事業活動
二酸化炭素 (CO ₂)	・ 他人から供給された電気の使用 ・ 燃料（ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPガス、都市ガス等）の使用
メタン (CH ₄)	・ 下水の処理、公用車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・ 下水の処理、公用車の走行
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・ カーエアコンの使用

7 計画の波及効果

本計画に基づき電気、燃料、水等の使用量、廃棄物の発生量などを抑制することは、事務事業に伴うランニングコストの削減につながるほか、施設のライフサイクルにおけるトータルコストの削減、脱炭素化に関する技術力の向上や知見の蓄積、それら知見・情報等の地域への提供、公共施設への計画的な再生可能エネルギーの導入による地域レジリエンスの向上など、様々な波及効果が期待されます。

《参考》

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第8条（地球温暖化対策計画）

政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画を定めなければならない。

第21条（地方公共団体実行計画等）

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

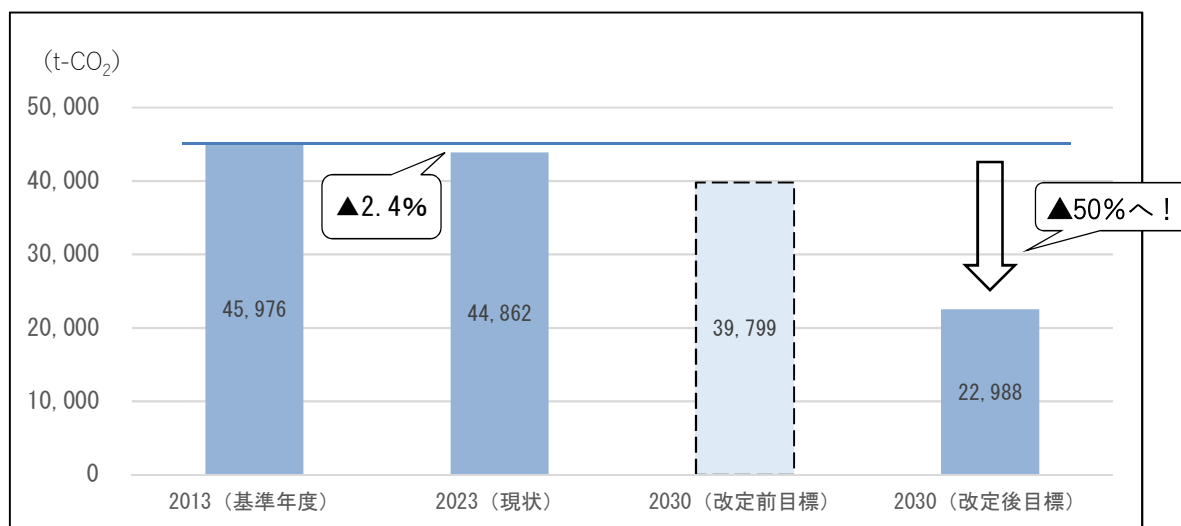
- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

第3章 削減目標とシナリオの設定

1 温室効果ガス排出量の削減目標

温暖化対策推進法に基づく政府の地球温暖化対策計画によれば、地方公共団体実行計画に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされていることを踏まえ、2030年度の削減目標について、原則として政府実行計画の目標（2013年度比50%削減）を踏まえた目標にすることが望ましいとされています。また、第2次八戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、令和12（2030）年度の市域全体の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で50%削減することを目標としており、その達成に向けては、市が一事業者として削減に取り組むことが必要であることから、本計画における削減目標を次のとおり設定します。

令和12（2030）年度の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を
平成25（2013）年度比で **50%削減**



グラフ 1 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

2013年度比で2023年度の削減率は2.4%に留まっており、また改定後の目標は改定前の目標と比較して非常に高い目標といえます。2030年度までの限られた期間で50%削減を達成するためには、温室効果ガスの排出原因を分析し、削減のための取組を的確かつ効果的に実施する必要があります。

2 温室効果ガス排出量を削減する取組とシナリオ

(1) 温室効果ガス排出量の現状分析

ア 温室効果ガス排出量に占めるガスの種類別構成比

2023 年度におけるガスの種類別内訳を見ると、二酸化炭素が全体の 96.4%と大半を占めています。この傾向は、基準年度の 2013 年度においても同様です。

表 3 温室効果ガス排出量に占めるガスの種類別構成比

年度	データ	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	合計
2013	排出量 (t-CO ₂)	44,158	869	943	6	45,976
	構成比 (%)	96.0	1.9	2.1	0.0	100.0
2023	排出量 (t-CO ₂)	43,225	658	972	7	44,862
	構成比 (%)	96.4	1.5	2.2	0.0	100.0
排出量増減 (t-CO ₂)		△933	△211	29	1	△1,114

※メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの排出量は、地球温暖化係数を掛けて二酸化炭素換算した数値。

イ 二酸化炭素排出量に占めるエネルギーの種類別構成比

次に、2023 年度における二酸化炭素の排出源をエネルギー別に見ると、電気が最も多く約 47%、次いでA重油が約 29%、軽油が約 9%と、これら 3つのエネルギーで全体の約 85%を占めており、特に電気とA重油の使用に対する削減の取組が重要といえます。

なお、軽油については、主に市営バスの運行に伴うものであり、将来的には車両の電動化等による削減が期待されますが、現状では導入費用等の課題があります。本計画では、公共交通の利用を維持、拡大する取組は、自家用自動車の使用が抑制され、区域内での脱炭素の促進に寄与する施策であると位置付けます。

表 4 二酸化炭素排出量に占めるエネルギーの種類別構成比

エネルギー別	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPガス	都市ガス	液化天然ガス	電気	合計
排出量 (t-CO ₂)	300	3,171	3,992	12,483	135	2,137	681	20,326	43,225
構成率 (%)	0.7%	7.3%	9.2%	28.9%	0.3%	5.0%	1.6%	47.0%	100.0%

(2) 温室効果ガス排出量を削減する取組とシナリオ設定

現状分析から温室効果ガス排出量を削減する取組の主要なターゲットは、二酸化炭素排出量の削減となりますが、二酸化炭素排出量は、エネルギー使用量とエネルギーの炭素集約度（エネルギー使用量単位あたりの二酸化炭素排出量）の積として考えることができ、その削減に向けては、「①エネルギー使用量の削減」と「②エネルギーの脱炭素化」の両面から取組を進めることが効果的です。このうち、主に前者は省エネルギー対策を、後者は太陽光発電等の再生可能エネルギーの使用を意味します。

2023 年度における二酸化炭素排出量の大半が「電気」と「A 重油」に由来することから、まずは両エネルギーを主な対象として、以下の取組を推進します。

① エネルギー使用量の削減

照明の LED 化、エネルギー効率の高い設備への更新 等

② エネルギーの脱炭素化

太陽光発電の導入、再生可能エネルギー電力の調達、電動車の導入 等

目標達成に向けて、これまでの削減量に加え、それぞれの取組によってどの程度削減すればよいか検討した結果が、次ページの表の通りです。

シナリオ 1 から 3 は、市の事務事業全体に占める電力のうち、太陽光発電からの電力を含む再生可能エネルギー電力をそれぞれ 60%、80%、100%とした場合で、これに対応する施設等におけるエネルギー使用量の削減率の目標は、2013 年度比でそれぞれ 13%、8%、3%と試算されます。

例えば、シナリオ 1 の場合は、エネルギー使用量の削減が進行し、2013 年度比で 13%削減できた場合、エネルギー脱炭素化率を 60%にすることにより目標を達成できます。反対に、シナリオ 3 のように、エネルギー使用量の削減が 3%しか進まなかった場合は、エネルギー脱炭素化率を 100%にしなければ目標に到達しません。シナリオ 2 は、その中間を示しています。

3 つのシナリオは、目標達成時をイメージするための目安として想定したものであり、今後、省エネルギー改修や太陽光発電導入のほか、様々な運用改善等による効果の具体的な見通しを立てる中で、目標に届かない分は再生可能エネルギー電力の調達により、目標達成を図っていきます。

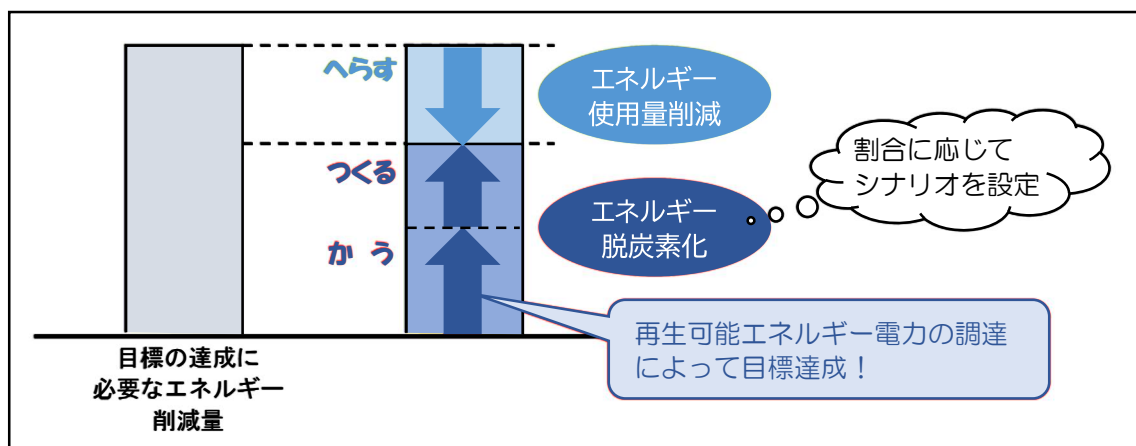


図 1 目標達成イメージ図

表 5 目標達成に向けた3つのシナリオ

		シナリオ1 再エネ電気導入率 60%		シナリオ2 再エネ電気導入率 80%		シナリオ3 再エネ電気導入率 100%	
		削減量 (t-CO ₂)	削減率 (%)	削減量 (t-CO ₂)	削減率 (%)	削減量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
これまでの削減量		1,114	2%	1,114	2%	1,114	2%
①	エネルギー使用量の削減	5,788	13%	3,656	8%	1,496	3%
②	エネルギーの脱炭素化	12,217	27%	16,283	36%	20,378	45%
電力排出係数の変化		3,869	8%	1,935	4%	—	—
合計		22,988	50%	22,988	50%	22,988	50%

※削減率は2013年度比。「これまでの削減量」は、2013～2023年度までの削減量。

※「電力排出係数」とは、電気消費量1kWhあたりのCO₂排出量を示す係数であり、2022年度における東北電力の通常プランの係数は0.477 (kg-CO₂/kWh) だが、2030年度には全国的に0.250 (kg-CO₂/kWh) まで削減される見込み。また、再生可能エネルギー電力の導入率の上昇に伴い削減率が減少しているのは、再生可能エネルギー電力は係数がゼロであり、係数の変化の影響を受けないため。

3 地域全体の温室効果ガス排出量の削減に関する取組と目標

必ずしも当市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は削減されない場合でも、地域全体として温室効果ガス排出量が削減される取組については、八戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標とも整合し、推進することが有効と考えられます。

これまでも実績を集計してきた、水道使用量、可燃性廃棄物量、不燃性廃棄物量は、事務事業における温室効果ガス排出量の算定に直接的には関わらないものの、これらの減量により地域内の温室効果ガスの削減に繋がることから、以下のとおり削減目標を設定します。

水道使用量については、2013 年度から 2023 年度までの 10 年間における 1 年ごとの増減率の平均を算出し、2024 年度以降も増減率の平均のとおりに推移すると仮定した場合に想定される使用量を、2030 年度の目標値としました。可燃性廃棄物排出量においても同様です。不燃性廃棄物排出量については、全体の約 7 割を占める粗大ごみの排出は臨時的な要素が強いため、横ばいの目標としました。不燃性廃棄物排出量のみ 2018 年度を基準年度としていますが、これは粗大ごみを含めたのが 2018 年度からで、それ以前の数値が不明で比較できないためです。

表 6 水道使用量等の目標

目標設定項目	基準年度実績 (基準年度)	2030 年度 目標	基準年度比 増減率
水道使用量	575, 307 (2013)	448, 739	△22. 0%
可燃性廃棄物排出量	1, 074, 259 (2013)	837, 922	△22. 0%
不燃性廃棄物排出量	70, 312 (2018)	70, 000	△ 0. 4%

4 吸収作用の保全・強化のための取組

国全体の森林等の吸収源対策による 2019 年度の吸収量は、2013 年度の温室効果ガス総排出量の約 3 %に相当し、政府の地球温暖化対策計画でも森林吸収源対策や都市緑化等の推進が対策のひとつに挙げられています。

また、生物多様性国家戦略 2023－2030 では、自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応などの社会課題の解決につなげるネイチャー・ベースド・ソリューション（NbS）を進めるとしております。

市としても、森林吸収源としての適切な森林整備・保全を図るとともに、公園、道路、公共施設における都市緑化等を推進します。

第4章 目標達成に向けた具体的な取組

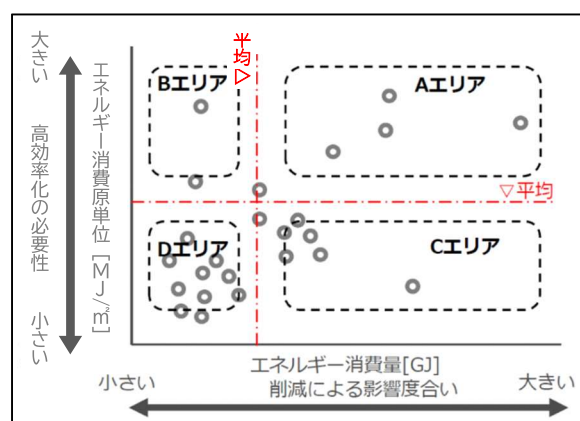
1 エネルギー使用量等の削減に向けた取組

(1) 公共建築物の新築・改修等における取組

ア 既存施設における二軸評価による対策の検討と実施

公共建築物におけるエネルギー使用量の削減を効果的に実施するため、「エネルギー消費量」、及びそれを延床面積で割った「消費原単位」による二軸評価による分析を行います。これにより、設備更新を重視すべきか、運用改善による省エネルギー対策を重視すべきかを判定し、各公共施設の特徴に即した取組を進めます。

施設のエネルギー起源 CO₂ 排出量の削減に向けて ～二軸評価による分析～



- ・ 年間の電気や燃料の燃料使用量実績をもとに、各施設におけるエネルギー消費量 [MJ] を算出。
- ・ 延床面積あたりのエネルギー消費量をエネルギー消費原単位 [MJ/㎡] として算出。
- ・ 横軸をエネルギー消費量、縦軸をエネルギー消費原単位として二軸評価により分析。
- ・ 分析の結果、重点的に対策が必要な施設に対し個別対応を検討。

	効果的な取組	取組例
A エリア	設備機器の高効率化などを優先的に実施	空調、給排水、照明設備、制御システム、外皮断熱など、環境性能の高い設備等への更新・導入
B エリア	更新時期に優先的に高効率機器へ更新	
C エリア	運用に関する省エネルギー対策を徹底	省エネ診断等に基づく運用改善
D エリア	他の建築物にも水平展開できる対策を確認	太陽光発電等の導入 ⇒ZEB 化の可能性あり！

イ LED 照明の導入

令和5年11月開催の「水銀に関する水俣条約第5回締結国会議」にて、蛍光ランプの製造・輸出入を令和9年までに段階的に廃止することが決定されました。既に使用している製品の継続使用や、在庫の売買・使用が禁止されるものではないものの、LED照明導入の早期完了がより喫緊の課題となりました。

八戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において目標を設定しているとおり、令和 12 年度までに公共施設の LED 化率 100%を目指し、計画的に導入を進めます。

また、照明の LED 化に特化した ESCO 事業の実施を検討するほか、リース方式も含めて、LED 化率を可能な限り前倒しで向上できるよう導入を加速します。

ウ 環境性能の高い施設の整備

建築物の脱炭素化は長期間にわたって温室効果ガス排出量の削減に寄与することに鑑み、公共施設を新築する際は、ZEB Oriented※相当以上の整備を目指すなど、施設規模や費用対効果、財政負担を考慮した上で、環境性能の高い施設整備を進めます。

また、建築物の改修等を行う際は、省エネ性能の向上を目指すとともに、改修により ZEB 基準相当や省エネ基準等を満たすことが可能な建築物については、当該性能を満たすよう取り組んでいきます。

さらに、公共建築物の長寿命化対策事業においては、電気・機械設備改修工事に省エネ効果の高い設備更新を、建築工事に外皮断熱性能向上などを含めた関連工事を併せて実施していくことで、エネルギー消費量の削減を効率的に進めていきます。

※ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは…

室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネ化を図った上で、再生可能エネルギーの導入によりエネルギー消費量の収支ゼロを目指した建築物のこと。

エネルギーの収支状況に応じて 4 段階の ZEB が定義されており、エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量に対して、用途により 40%又は 30%以上削減した建築物が「ZEB Oriented 相当」とされています。

（2）施設の運用及び職員が実施する取組

ア 施設等の運用改善

施設の運用・利用に当たっては、その運用・利用方法の改善に努めることで、排出量等の抑制を図ります（具体的な取組例は資料編を参照）。

イ 日常業務に関する取組

日常の業務に当たっては、省エネルギーに繋がる行動を心がけることで、排出量等の抑制及び環境負荷の低減を図ります（具体的な取組例は資料編を参照）。

ウ 公共施設マネジメントの推進

公共施設マネジメントの推進に係る基本方針（八戸市公共施設等総合管理計画）では、「安全性の確保」「予防保全の実施と長寿命化」「有効活用と総量の適正化」「効率的な管理運営と更新費用の平準化」の 4 つの基本方針が示されています。

公共施設マネジメントの推進に当たっては、本計画で示している省エネルギー化などにより、同方針に基づく公共施設等の管理運営の効率化を進め、運営コストの縮減を図ります。

エ 管理標準※による施設及び設備管理

省エネ法では、施設や設備の管理に当たり管理標準を作成し、活用することが求められています。施設所管課は、管理する主要な設備等について管理標準の作成に努め、当該設備等の運用管理・更新における適切な省エネルギーを図るものとします。

※管理標準とは…

設備のエネルギー使用合理化のための管理要領を定めた管理マニュアルのことです。明文化しておくことで、施設関係者の交代があっても一貫した管理が維持される等のメリットがあります。

オ 公用車の効率的利用及び公共交通機関等の活用

短距離の移動の際は、公共交通機関の利用や相乗り利用、より燃費の良い自動車の優先使用など、業務の実情に応じて公用車を効率的に利用します。

また、公用車を利用する場合はエコドライブに努めるとともに、適切な点検・整備を行うことで、燃料使用量の抑制にも努めます。

なお、公共交通機関の活用や自転車や徒歩なども検討します。

2 エネルギーの脱炭素化に向けた取組

(1) 再生可能エネルギー設備の更なる導入及び適切な維持管理

公共施設の新築・増改築にあたっては、原則として、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入可能性を検討し、可能な限り導入に努めます。

また、既存施設については、太陽光発電設置に係る可能性調査を実施し、効果を検討した上で、順次導入します。なお、導入にあたっては、PPA 事業※等を活用して進めていきます。

なお、太陽光発電設備を導入済みの公共施設 31 施設（令和 7 年 6 月現在）について、設備の長寿命化を図るとともに、最大限の性能を発揮できるよう適切な維持・管理を行います。

※PPA 事業(Power Purchase Agreement(電力販売契約))とは…

設備設置事業者（PPA 事業者）が施設に太陽光発電設備を設置し、施設側は設備で発電した電気を購入します。施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用できます。

(2) 再生可能エネルギー電力の調達の推進

「再生可能エネルギー電力の調達に係る指針」を定め、それに基づき市有施設の再生可能エネルギー電力への切り替えを推進します。また、再生可能エネルギー電力を導入した施設を周知することにより、区域内事業者への普及啓発を図ります。

(3) 公用車における脱炭素の取組

ア 次世代自動車等※の導入推進

代替可能な次世代自動車等が無い場合等を除き、車両の更新・新規導入の際には次世代自動車等の導入を検討することとし、少なくとも年間更新台数の半数程度を次世代自動車等とすることを目指します。

※次世代自動車等とは…

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)を指します。

イ ゼロカーボンドライブ※の推進

次世代自動車等の導入にあわせて、前述の再生可能エネルギー電力を活用した、ゼロカーボンドライブを推進します。

※ゼロカーボンドライブとは…

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)を再生可能エネルギー電力により充電することで、走行時のCO₂排出量ゼロを実現すること。

3 環境配慮契約の推進

平成19年5月に公布された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づき、国や地方公共団体等は、温室効果ガス等の排出削減を図るため、経済性に留意しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、環境負荷の少ない製品やサービスを調達する契約を推進することとされています。

同法に基づき、当市が契約を結ぶ際にも、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする仕組みを検討します。

4 吸収作用の保全・強化のための取組

公園、道路、公共施設において、都市緑化を推進します。また、適切な森林整備・保全を図ります。

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 全庁的取組の推進

本計画の目標達成に向けて、全庁的な推進体制により、進捗状況の点検・評価、課題・改善点等を共有し、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

(2) 環境管理委員会の設置

次長級職員で構成する環境管理委員会において、本計画の策定、推進、進行管理、見直し等に関する庁内横断的な検討、協議、調整等を行います。

(3) プロジェクトチームの設置

必要に応じて庁内プロジェクトチームを設置し、本計画推進にあたっての課題等の解決・改善に取り組めます。

(4) 各課の対応

各課（室）長は、所管する施設や事務事業に関して、率先して本計画を推進するため、職員を指揮監督するとともに、環境推進員を置き、本計画の進行管理上必要なデータについて集計・評価し、事務局へ報告します。また、施設所管課においては管理標準の作成に努めます。

(5) 事務局

事務局は環境政策課に置きます。事務局は、市民環境部長のもと推進体制全体の運営をマネジメントし、本計画の円滑な推進を図ります。

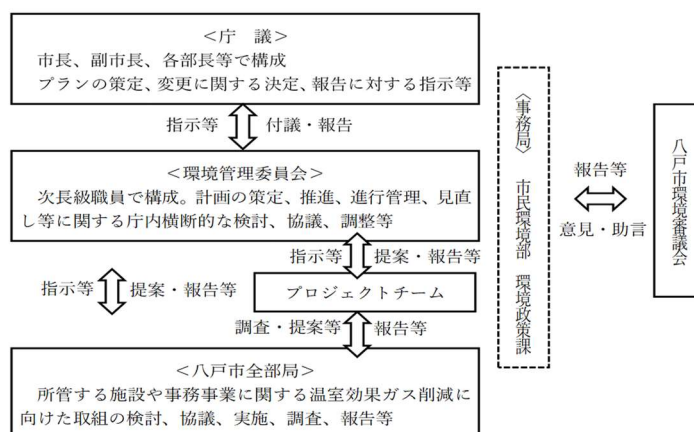


図 2 うみねこプラン推進体制

2 進行管理及び評価

エネルギー使用量の削減やエネルギー脱炭素化に係る各取組事項、温室効果ガス排出量削減等の進捗状況については、毎年度定量的に把握したうえで、推進体制の中で進行状況の点検・評価を行い、必要に応じて改善策等の検討を行います。

また、八戸市環境審議会への報告等により、様々な視点から意見・助言をいただきます。

3 計画の見直し

国や県の動向、進行状況の点検・評価、計画の進捗に伴う取組検討等を踏まえ、必要に応じて、適宜、見直しを図ることとします。

4 公表

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 16 項に基づき、本計画の進行状況は評価とともに、毎年度、市ホームページ等を通じて公表します。